

## 第3陣第1回裁判に44名参加

KLM オランダ航空の日本人契約制客室乗務員雇い止め事件の第3陣、第1回目の裁判が11月28日に行われました。

第3陣は、訓練期間を含めると5年2ヵ月の雇用となり、8月の労働審判で完全勝利（労働契約法18条に



裁判後の報告集会で訴訟内容を説明する東京南部法律事務所梶山弁護士

による無期雇用実現）し、会社が異議を申し立てて訴訟に移行した3名の裁判です。

会社の異議申立の意図は、先行する第1、2陣の裁判中に無期雇用の実績を作りたくない、時間稼ぎであることは明らかです。この裁判の争点は「KLMでの訓練期間が雇用だったか否か」の1点しかないシンプルなものです。そして、すでに労働審判で双方の主張は尽くされています。この裁判当日に会社側が出してきた答弁書も主張内容は変わらず、このような書面はすぐに出せたはずですが、この対応を見ても、不当な裁判引き延ばし意図を感じざるを得ません。

裁判では、原告2名が「本来ならすでに働いているはずなのに、もう年を越す時期に裁判の1回目。経済的、精神的にも厳しいが、職場復帰への決意は固い。1日でも早く職場に戻してほしい」、「いつになったら職場に戻れるのか不安な日々を過ごしている。20年以上客室乗務員として働いてきたが、定年まで残された時間は14年もない。これ以上、KLMの勝手な都合で私の人生の貴重な時間と、仕事を奪わないでほしい」と法廷内で力強く意見陳述を行いました。

次回は1月20日に裁判が入りました。引き続き、支援の傍聴をお願いします。

### 裁判が続きますが支援の傍聴を!!

#### 第1,2陣第6回裁判

12月12日 13:30～ 東京地裁 709号法廷

\* 裁判前 12:30～13:00 地裁前宣伝、裁判後 14:00～日比谷図書館会議室で報告集会実施。

#### 第3陣第2回裁判

1月20日 11:00～ 東京地裁 631号法廷

\* 裁判前 10:10～10:40 地裁前宣伝、裁判後に法廷横の待合室で報告集会を行います。

# 12月より東京地裁宛個人署名開始

無期雇用への転換を逃れるために、5年以内の上限を設定して雇い止めする「無期転換逃れの雇い止め」はKLM以外にも行われており、「事前に期限を示している契約に同意したのだから更新される期待は生じない」との経営者側の主張を突破するのは容易ではありません。

本来、有期雇用の契約社員は、オリンピック組織委員会のような一時的な雇用需要に対応するためのもので、EUでは継続的雇用需要がある職場には契約社員の導入が認められない国もあります。導入が自由な場合は最長契約年数を規制しており、オランダ、韓国は2年、日本は5年ですが、これは長すぎます。

KLMは5年で雇い止めし、その人数分を新たに採用しており、そこには継続的雇用需要があります。したがって、これは無期転換逃れの雇い止めそのものであり、労働契約法改正の目的である「雇用の安定」に反する脱法行為です。

無期転換逃れを許さないため、世論を高める署名をたくさん集めましょう。

署名で無期転換逃れを防ぐ世論をつくらう!!



## ANA 再雇用・団交拒否に抗議の宣伝行動

ANAのシニアCA雇い止め事件は、JCUとして、会社が特別に応募を認めた「再雇用」に本人が応募し、採用されることでの穏便な解決を目指してきましたが、会社は9月末に最終面接で不合格としました。

東京都労働委員会のあっせん打ち切り後、ANAはJCUの3回の団交申し入れを拒否し、10月には、再雇用不合格とした理由の確認や事件の解決に向けての団交申し入れも拒否、さらに交渉打ち切りを主張してきました。

この対応に当事者は納得しておらず、私たちはこの状況を打開するため、羽田空港での乗客向け宣伝、ANA乗員・客乗訓練センター前での抗議宣伝を開始することとしました。

11月12日、羽田空港第2ターミナルでの宣伝は15名の参加で250枚のビラを配布、11月26日の訓練センター前の宣伝も15名が参加し220枚のビラを配布しました。

また、穴守稲荷駅前ANA客室乗務員向けの宣伝ビラも配布し、この事件の解決と共に、職場の様々な問題点を改善する運動も併せて行っています。

次回、12月19日、羽田空港第2ターミナル大宣伝行動に多くの参加を呼びかけます。JCUは今後も事件の解決に向けてねばり強く取り組んでいきます。



羽田空港・ANA訓練センター前で横断幕を掲げて宣伝を実施

**12月19日 17:00～18:00 羽田空港大宣伝**

以上